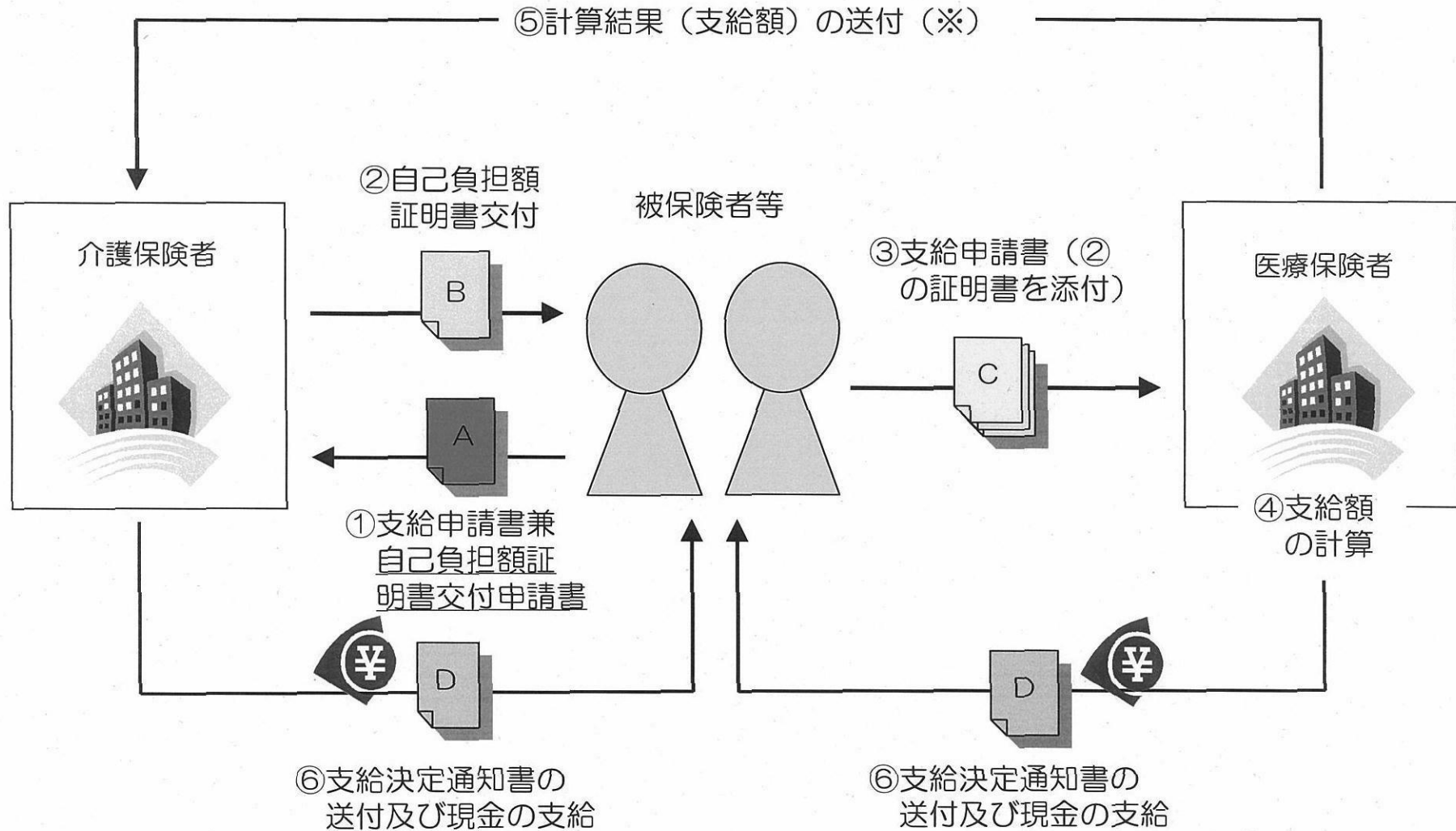


支給に係る事務手続の流れについて

1. 計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）内に加入している保険者に変更がない場合



(※) 計算期間の末日（7月31日）以後1年の間に、医療保険者から「⑤計算結果の送付」がない場合には、介護保険者は、申請者に連絡をとることにより、①の申請は取り下げられたものとみなすことができる。